

第4次三田市環境基本計画(案)に対する市民意見の 募集結果と意見に対する市の考え方について

1 実施概要及び意見件数

- (1) 募集期間 令和5年1月4日～2月2日(30日間)
- (2) 閲覧方法 ①三田市公式ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」での閲覧
②公共施設での閲覧
市役所(本庁舎1階ロビー・本庁舎環境創造課)、各市民センター、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、図書館本館
- (3) 提出方法 次のいずれかの方法により提出。
①意見書(任意様式)に住所・名前・電話番号を記入し、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、市役所環境創造課へ意見を提出
②インターネットによる提出フォームにより意見を提出
- (4) 意見件数 3件(3名)

2 意見の概要と市の考え方

- (1) 第4次三田市環境基本計画(案)を修正するもの 1件
- (2) 第4次三田市環境基本計画(案)を修正しないが参考とするもの 2件

第4次三田市環境基本計画(案)に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

【第4次三田市環境基本計画(案)を修正するもの】

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方
1	ペットの飼育マナー、TNR活動について	61	<p>野良猫はもともと「飼っていた猫を捨てる」人の行動によって生まれたものです。「そもそも野良猫にしない」飼い方を飼い主に啓発することが大事だと考えます。行政の取組例に、飼い主に対しては「ふんの後始末等のマナー啓発」がありますが、「ペットの終生飼養」についての啓発も行っていただきたい。</p> <p>また、TNR活動はボランティアだけがするのではなく、地域住民が地域の問題として主体的にやるものでなければ続けられない。そのため、たくさんの市民にTNR活動を知ってもらうことが大事であり行政からも広報啓発等に力を入れ、「人と猫も幸せな三田市」をめざして取り組んでいただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、野良猫を増やさないためのTNR活動の推進と同様に、「そもそも野良猫にしない」ための飼い方の啓発は重要だと考えますので、P. 61「具体的施策①環境意識の向上による良好な住環境の維持」【各主体の取組例】の行政欄に、ペットが命を終えるまで適切に飼育することについての啓発を追記します。</p> <p>また、TNR活動の広報啓発についても、広報やホームページ、自治体回覧などに加え、今後はSNSなども活用しながら積極的に行ってまいります。</p>

【第4次三田市環境基本計画(案)を修正しないが参考とするもの】

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方
2	参加・協働・共創	17	<p>アンケート調査では、環境保全に向けて「手間やコストが掛からない範囲で取り組みたい」と答えた市民の割合が最も多い一方で、「多少の手間やコストの影響があっても取り組みたい」と考える市民の割合が前回調査の2倍に増加したとされている。</p> <p>こういった高い環境意識を持ち日常から環境課題の解決に臨む人々が、その成果を実感し満足感が得られるよう、市民意識の変化に対応しつつ施策を推進していただきたい。</p>	<p>様々な環境課題の解決に向けては、多くの市民の皆さんによる日常からの環境配慮行動が不可欠です。</p> <p>地球温暖化や資源循環が社会問題化する中、市民の環境意識は更に高まるものと想定しています。</p> <p>今後の施策の展開にあたっては、より多くの市民の行動変容につながるよう、個々の環境配慮行動が環境に及ぼす効果の見える化に努め、広く情報発信していくことで行動に対する満足度を高めつつ、行動の広がりを目指してまいります。</p>

3	さんだSDGs推進プロジェクト	66	<p>環境問題の解決に向けて、環境教育を通じて理解を深めることが大切だと思うが、個人の考え方やライフスタイルの多様化により、すべての人が共感できる取り組みを進めることが難しくなっている。</p> <p>自主的な学習会や研修会でも、興味のない人は置きざりになってしまうことから、普段興味をもっていない人に気に留めてもらう方法が大切になってくる。</p> <p>ナッジ理論の活用を進め、環境課題の行動変容にもいろいろなアイデアを出し合えば、無理のない環境配慮誘導ができるのではないかな。</p> <p>様々な環境問題への対応にあたっては、法律等により規制がされているものは啓発や周知を徹底することで解決が図れますが、法律などで規制できないマナーの問題などではお互いの立場の違いからトラブルになることや、無関心により無意識に迷惑をかけてしまうこともあります。</p> <p>ご意見のとおりナッジ理論を活用した事例を参考に、身近な環境問題について相互理解や個々の行動変容を促す取り組みを進めてまいります。</p>
---	-----------------	----	--